

重要なお知らせ

令和2年7月15日

令和2年7月定期海技士国家試験の弾力的運用について

1. 弾力的な措置の期間及び対応

令和2年7月豪雨による災害（以下「災害」という。）により、影響が生じると思われる

- ① 災害救助法が適用される市町村（内閣府報道発表を参照。）に住所地を有する者及び
- ② その他やむを得ない事情がある者については、当分の間、下記の措置を講じます。

2. 海技試験の弾力的な措置

（1）適用対象者

- ① 災害救助法が適用される市町村に住所地を有する者

（確認書類）

住民票の写しその他住所地を確認できる書類（運転免許証等）

- ② その他やむを得ない事情がある者

（確認書類）

公共交通機関の運休や道路の通行止め等、やむを得ない事情により受験することができなかった旨を記載した理由書

（2）措置内容

- ① 海技試験を受験できなかった者に対する措置

令和2年7月定期海技士国家試験に受験申請した者のうち、災害の影響により一科目でも受験することができなかった旨の申し出を受けたときは、申請書類一式（*1を除く。）を返却します。この場合、返却された申請書類のうち、「受験票（控）」（*2）を除く書類は、返却された申請書類は、令和2年10月及び令和3年2月定期海技試験に限り有効なものとして使用できます。

（例：手数料納付書（再使用可能の証明有）、筆記試験科目免除証明書等）

*1：下記書類は返却されませんのでご注意ください。（新しいものをお送りします。）

「海技試験申請書（第10号様式）」

「海技士の資格に係る海技士国家試験申請書（二）（第21号様式）」

*2：受験票内の写真は押印してあっても再利用いただけます。

②海技試験を他の試験会場で受験希望する者に対する措置

令和2年7月定期海技試験の筆記試験に受験申請した者のうち、災害の影響により、避難又は一時帰宅等を余儀なくされたため、受験を予定していた試験会場に来所することが困難な受験者に対し、他の試験会場で受験を希望する旨の申し出を行ったときは、当該受験者に限り認めるものとします。その場合、受験票の控え又は本人確認できる書類（写真付きの証明書等）を持参ください。

（申請書類の返却方法について）

①下記の書類をご用意ください。

- ・災害救助法が適用される市町村に住所地を有する者については、住民票の写しその他住所を確認できる書類の写し（例：運転免許証等）。
- ・その他やむを得ない事情がある者については、受験を辞退した旨を記載した理由書。

[★理由書の様式はこちら](#)

②記入した理由書と送付先を記入した返信用封筒（A4）サイズに切手（送料）を貼ったもの^{*}を中部運輸局海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課まで送付。

※切手（送料）は、筆記試験のみの場合460円、口述試験受験者は提出書類によって金額が変わりますので、レターパックプラスをお送りください。

③提出書類が確認されましたら、返却書類等一式を送付先までお送りします。

なお、詳細については下記連絡先までお問い合わせください。

中部運輸局 海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課
〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第一号館
電話番号：052-952-8027 FAX：052-952-8054

参照：内閣府報道発表「災害救助法の適用状況」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

年 月 日

理由書

国土交通大臣 殿

住 所

氏 名

生年月日

本 籍 地

連 絡 先

令和2年 月海技士国家試験の受験申請をしていましたが、下記の理由により受験できなかったので、申請時の添付書類の返却をお願いします。

記

申請した試験の資格種別	資格種別	1	2	3	4	5	6	級	該当項目に○印
	航海・機関・内燃機関・通信・電子通信							受験番号	番
申請できなかった理由	<ul style="list-style-type: none">今回の豪雨により自宅が被災し、避難をしたため受験することができなかった。今回の豪雨の影響により交通手段が運休し、試験の開始時間までに試験会場に到着することができなかった。その他（空欄へ記載して下さい。）								